

第3章 復興の基本理念

第3章 復興の基本理念

3-1 スローガン

全市民が共有し、復興に向けた強い意思を示すメッセージをスローガンとします。

スローガン

全市民が復興へ向けて共有すべき～強い意志・メッセージ～

心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を

市民がひとつになって元気と笑顔を取り戻し、
未来を拓く子どもたちが郷土を愛し夢と希望を抱く、
新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬の実現



3-2 基本方針

市民が復興の主役となって本市の再生に取り組むための、3つの基本方針を示します。

基本方針	
スローガンをふまえた復興計画の基本的な方向性	
基本方針 1	<p>すべての市民が帰郷し 地域の絆で結ばれたまちの再生</p> <p>被災で避難している市民が地元に戻り、それまで育まれてきた絆（地域コミュニティ）の中で市民一人ひとりの生活基盤を再建します。</p>
基本方針 2	<p>逆境を飛躍に変える 創造と活力ある経済復興</p> <p>震災により甚大な被害を受けたが、この逆境に負けずに、地元産業の再生ひいては新たな活力を創造する経済の復興を目指します。</p>
基本方針 3	<p>原子力災害を克服し 世界に発信する安全・安心のまちづくり</p> <p>地震、津波、原子力災害を受け、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集し、市民が主役となる南相馬の復興を世界に発信します。</p>

3-3 主要施策

本市の復興を進めるための主要施策は、「緊急的対応」「市民生活復興」「経済復興」「防災まちづくり」「人づくり・子育て環境の充実」「原子力災害の克服」の6つで構成します。

主要施策1 緊急的対応

○放射性物質による汚染対策

- ・モニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、除染計画の策定・推進、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図ります。

○市民生活の応急的復旧

- ・市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて、応急的措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を支援します。

主要施策2 市民生活復興

○すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生

- ・子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくります。

○コミュニティ、地域の絆の復活

- ・市外に避難され、離ればなれになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくります。

主要施策3 経済復興

○産業の再生

- ・雇用を確保し、市民生活を安定させるため、一刻も早く産業復旧を果たすとともに、地域経済復興を図ります。

○新たな産業の創出

- ・地域特性と地域資源を生かした新たな産業を興すことで、地域活力を取り戻します。

主要施策4 防災まちづくり

○災害に強いまちの創造

- ・ 甚大な被害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。

主要施策5 人づくり・子育て環境の充実

○未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり

- ・ 次代を担う子どもたちが、将来への希望に輝き、豊かな自然の中で、健康ではつらつと育つことのできる環境を取り戻します。また、被災したことにより命の尊さやふるさとの大切さを学ぶとともに、困難に立ち向う強さをあわせ持った子どもたちを育みます。
- ・ これからの復興を担う若者を含む市民が、自らの知識と能力を発揮するとともに、やさしさや思いやりを持った地域のリーダーとして活躍できるよう育成を図ります。

○子育てしやすい環境の整備

- ・ 安全・安心の環境の下で、子育て支援策を充実させるとともに、地域と家庭と学校等が協働して子育てに取り組めます。

主要施策6 原子力災害の克服

○放射性物質による汚染への対応

- ・ 放射性物質による汚染への対策として除染を確実に実施することにより、すべての市民が地域に戻り、安心して暮らせる環境を整えるとともに、放射線被ばくによる市民の健康不安を解消するための研究・医療に積極的に取り組みます。

○「復興モデル」の世界発信

- ・ 「脱原発」の考えの下、あらゆる英知を結集して原子力災害を克服するとともに、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など環境との共生を目指し、南相馬ならではの創造的「復興モデル」を世界に発信します。

第 4 章 土地利用方針

第4章 土地利用方針

4-1 土地利用の基本的な考え方

復興ビジョンをふまえて、土地利用の基本的な考え方を示します。

- 津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能による適切な防災・減災対策を講じます。
- 津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺および市街地内に確保し、「誰もが暮らしやすく快適なまち」を目指します。
- 津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用を図ります。
- 福島第一原子力発電所事故をきっかけに、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入を目指します。
- 市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設等の整備を行い、自然と共生した環境の創造を目指します。

4-2 津波に強い都市基盤整備

東日本大震災の津波被害を教訓として、減災を図る多重防潮機能を整備します。すべての人命を守ることを前提とし、主に海岸保全施設で対応する津波レベルはもとより、今回のような津波レベルも想定し、海岸保全施設のみならず、まちづくり(都市基盤整備)と避難計画を合わせて対応する津波に強い都市基盤を整備します。

- 防潮堤を震災前の現状からかさ上げし再整備します。
- 防潮堤の内陸部に対する津波の勢いを減衰させるため、海岸防災林(幅200m程度)を整備します。
- 河川堤防についても、防潮堤のかさ上げに合わせて、堤防高をかさ上げし、河川幅についても再検討を加えて再整備します。
- 主要地方道原町・海老・相馬線、県道北泉・小高線、県道広野・小高線などのかさ上げ等を検討し、減災機能を向上させます。
- 津波被害で家屋が全壊した地域を危険区域に指定するとともに、住宅地は、高台及び市街地周辺に整備します。

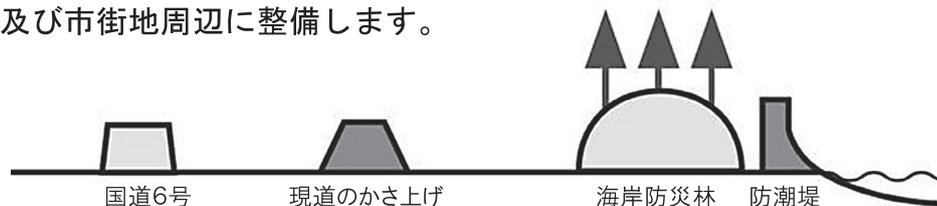
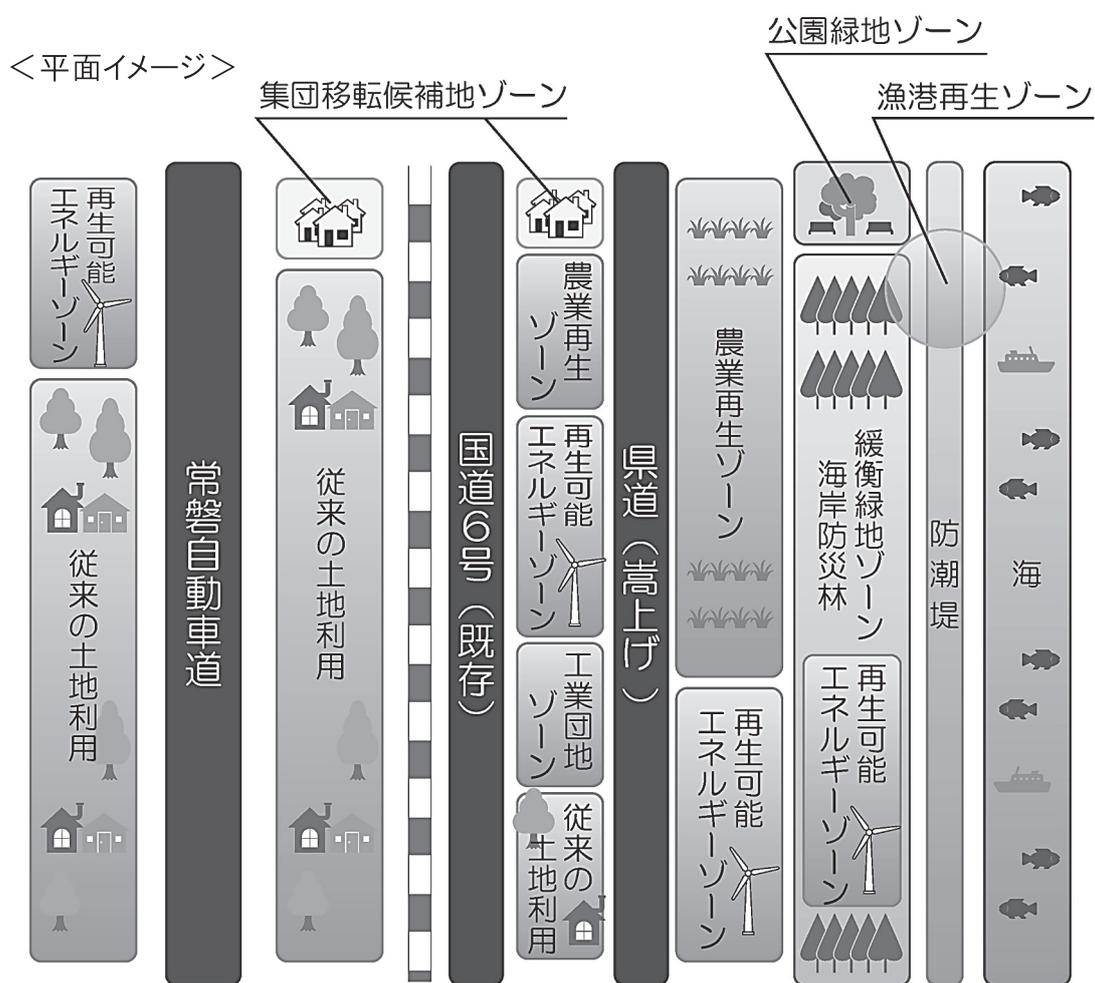


図. 都市基盤整備のイメージ

4-3 土地利用ゾーニング

新たな土地利用の基本として、7つのゾーンによる機能配置を行います。

- ① 集団移転候補地ゾーン：津波被害を受けた住宅が移転するゾーン
- ② 緩衝緑地ゾーン：津波緩衝帯として減災機能を有するゾーン
- ③ 農業再生ゾーン：農用地として再生を図っていくゾーン
- ④ 漁港再生ゾーン：漁港として再生を図っていくゾーン
- ⑤ 工業団地ゾーン：工業団地の導入を促進するゾーン
- ⑥ 再生可能エネルギーゾーン：新産業機能の導入を促進するゾーン
- ⑦ 公園緑地ゾーン：環境共生による市民憩いの場を創出するゾーン



<断面イメージ>

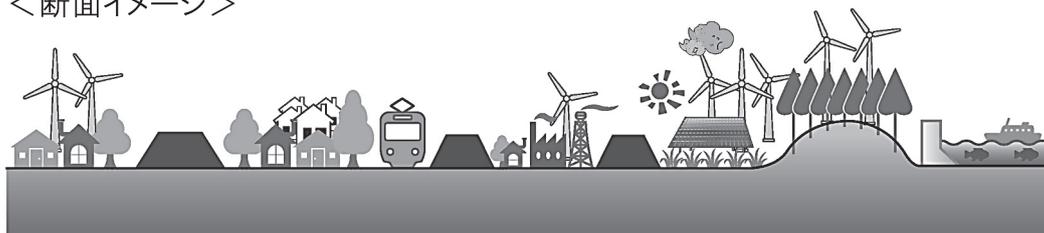


図. 土地利用ゾーニングのイメージ

① 集団移転候補地ゾーン

集団移転候補地ゾーンは、被災者の意向をふまえ、従来住んでいた土地のコミュニティの維持が図れるよう考慮するとともに、従前居住地に近い安全な高台、市街地周辺部及び市街地内に配置します。

また、人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、公営住宅の既存ストックの活用や災害公営住宅、未利用地を活用した住宅地の整備を行い、市街地への移転を誘導します。

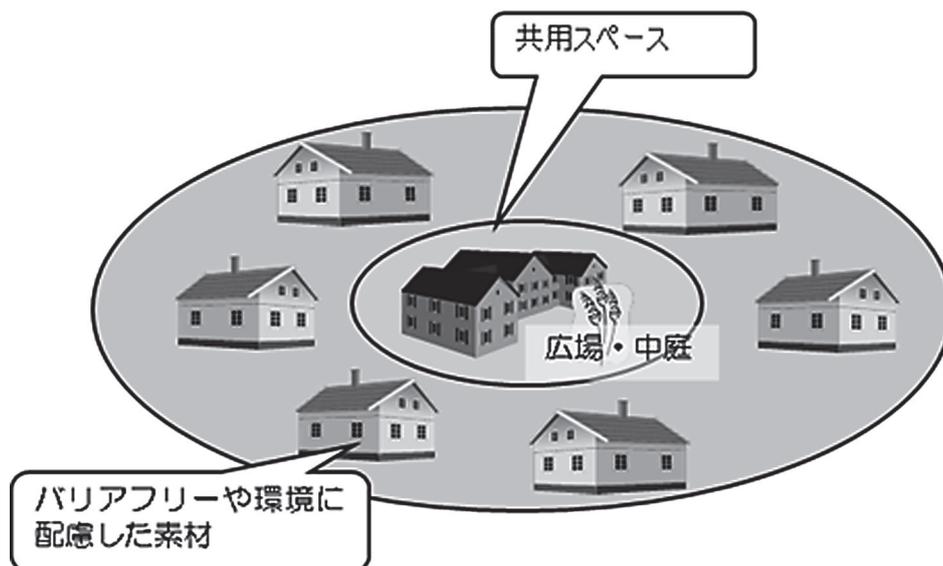


図. 集団移転候補地ゾーンのイメージ

② 緩衝緑地ゾーン

緩衝緑地ゾーンは、海岸沿いに配置し、主に防風及び防潮機能を有する緑地（海岸防災林）の整備を行います。海岸防災林は、通常時は防風林、防砂林としての機能を有するほか、地域の憩いの場として活用します。津波災害時は、津波のエネルギーを減少させるとともに、津波到達時間を遅らせる効果が期待できます。

瓦れき等で高盛土し、本来その土地に生育する樹木を選定し、地域景観に調和する植樹を行い、地域に根ざす緑の防災機能を確保します。

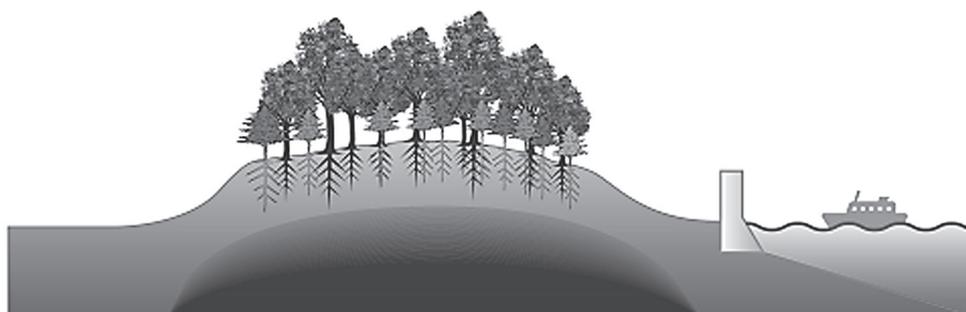


図. 緩衝緑地(海岸防災林)ゾーンのイメージ

③ 農業再生ゾーン

農業再生ゾーンは、津波被害地の農地を再利用するエリアに設定し、大規模農業やEDEN計画などの新たな利用形態を図っていくものとします。また、被災地権者等の意見をふまえ、農地に利用する一方、農地以外の再生可能エネルギー基地に利用します。

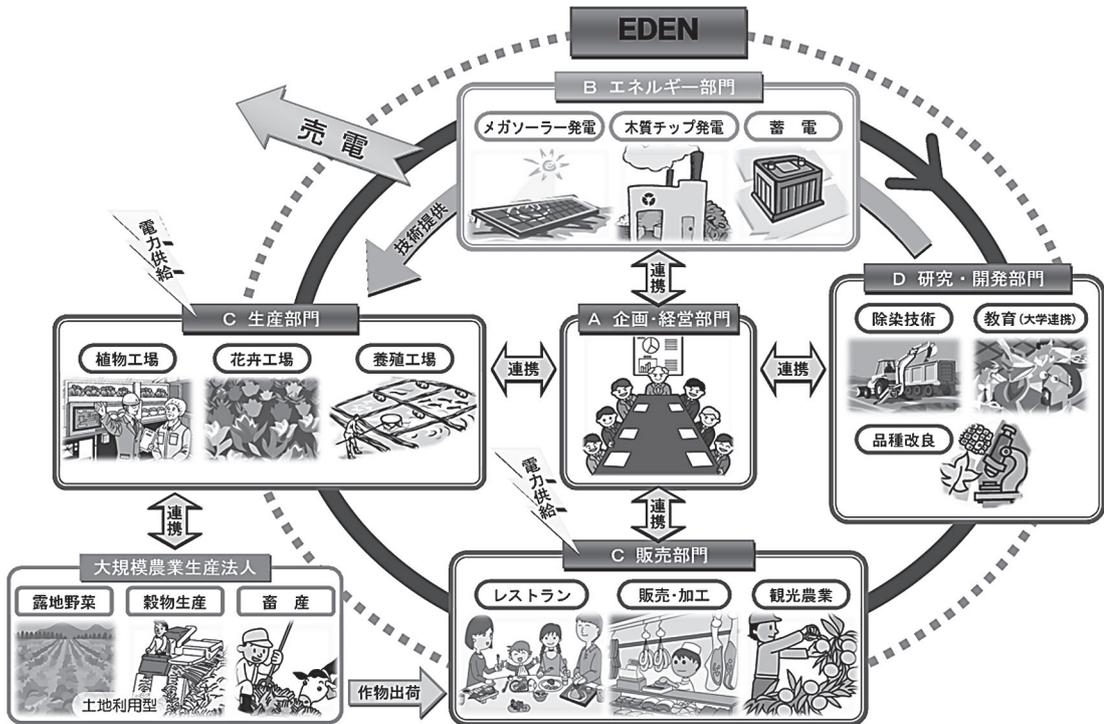


図. 農業再生ゾーンのイメージ

④ 漁港再生ゾーン

漁港再生ゾーンは、既存の真野川漁港の再生を図るエリアとして設定し、漁業の振興を図るとともに地域の活性化、沿岸漁業の真の安定確保を図るため、安全で効率的な施設機能を確認した漁港として整備します。



「南相馬市 真野川漁港」(震災前)

図. 漁港再生ゾーンのイメージ

⑤ 工業団地ゾーン

工業団地ゾーンは、既存の工業団地、工業集積地などを設定し、生産性の向上、機能充実に努めます。また、今後の常磐自動車道の供用を見込んで、流通工業団地の配置を、インターチェンジ周辺や交通アクセスのよい位置に設定します。

工業団地は、深野・小池地区、津波被害を受けた沿岸部に整備します。大甕苗畑用地は、放射能研究施設、産業分野の研究・研修施設等として利用します。



図. 工業団地ゾーンのイメージ

注) 整備する工業団地のイメージを示すもので市内の場所を想定し作成したものではない。

⑥ 再生可能エネルギーゾーン

再生可能エネルギーゾーンは、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、エネルギー転換を目指し、風力、太陽光、バイオマス発電など、再生可能エネルギー基地を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりを推進します。

津波により被害を受けた農地や山間部の未利用地等を利用し、再生可能エネルギーゾーンとして整備します。

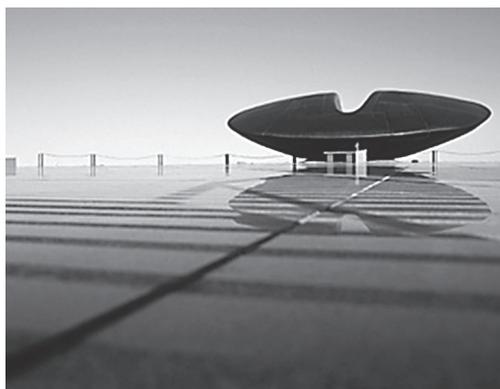


図. 再生可能エネルギーゾーンのイメージ

⑦ 公園緑地ゾーン

公園緑地ゾーンは、既存の公園やレクリエーション施設を設定して、自然環境と共生する市民の憩いの場としての機能充実を図ります。

村上海水浴場、北泉海浜総合公園、右田浜海水浴場は、海水浴場を有する施設として整備します。また、北泉海浜総合公園は、震災の傷跡、教訓を後世に残し、防災意識の向上を図るため、震災メモリアルパークとして整備します。牛島パークゴルフ場については、市民に親しまれる公園として再整備します。



「奥尻島 時空翔」
北海道南西沖地震で犠牲となった方の慰霊碑。
中央のくぼみは震源となった南西沖を向き、震災
のあった7月12日にくぼみに太陽が沈む。



「南相馬市 牛島パークゴルフ場」(震災前)
子供からお年寄りまで世代を超えて楽しめるレクリエー
ション施設として再整備する。

図. 公園緑地ゾーンのイメージ

[ゾーン間のネットワーク]

7つのゾーンについては、防災面及び日常生活面等における移動円滑化を配慮するとともに、市民のレクリエーション活動や市外来訪者の観光利用も想定した、市内全域を対象とした回遊性を高める動線軸を構成します。

(例：緩衝緑地ゾーンと公園緑地ゾーンにおけるサイクリングロードなど)

4-4 将来都市構造

土地利用の基本的な考え方及びゾーニング等をふまえた、将来都市構造を示します。

【国道6号以西】

既存市街地を生かしつつ、常磐自動車道の早期開通と合わせて、工業団地誘致や、国道道と連携した道路ネットワーク強化を図るため、ICやスマートICからのアクセス道路の整備、八木沢トンネルの早期実現を図ります。

【国道6号以东】

海岸部は防潮堤に加え、緩衝緑地ゾーン、公園緑地ゾーンに位置づけ、真野川漁港再生のほか、北泉海浜公園など公園整備を図ります。また、内陸側には農業再生や再生可能エネルギーなど、新産業の導入を促進します。

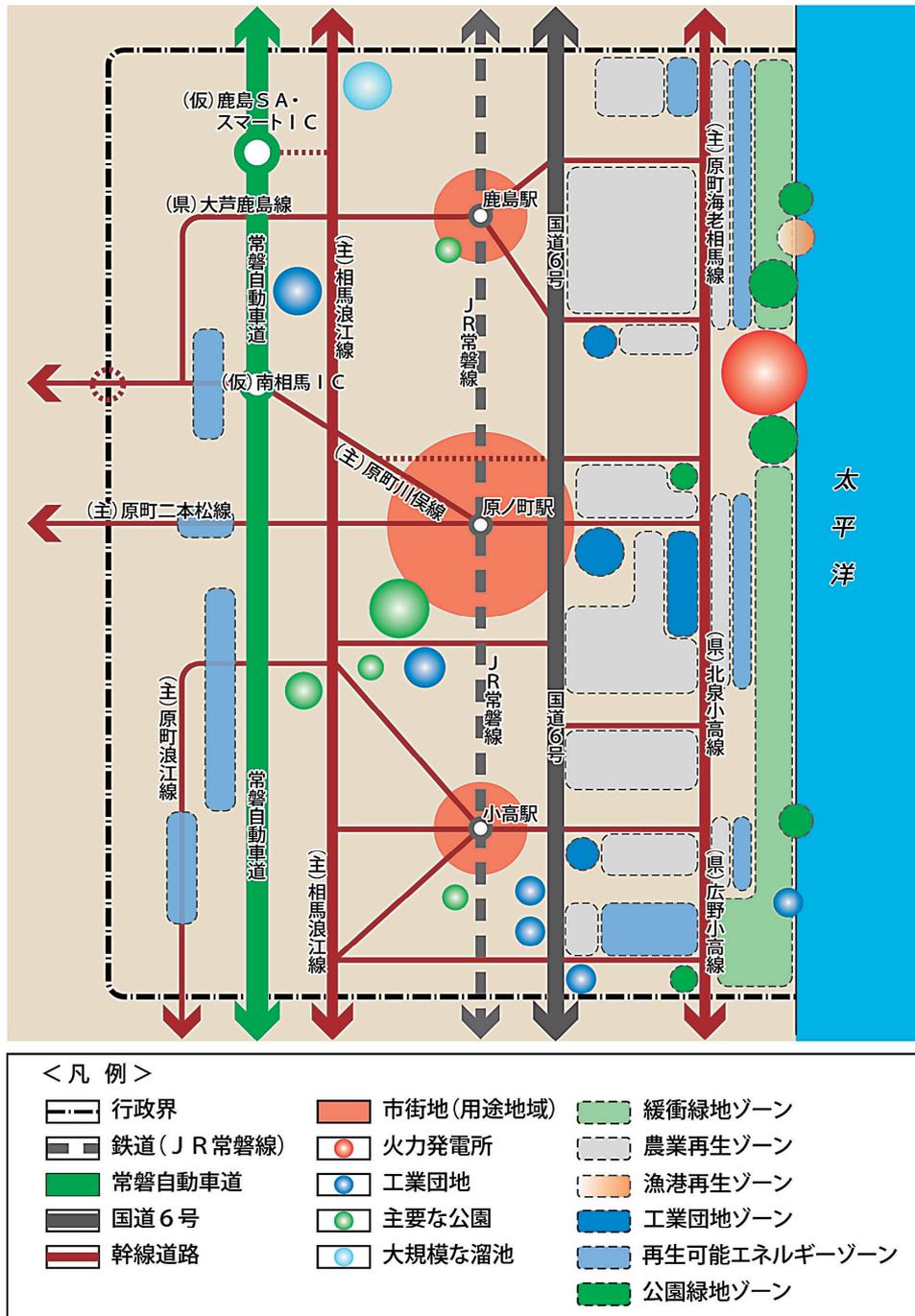


図. 将来都市構造図